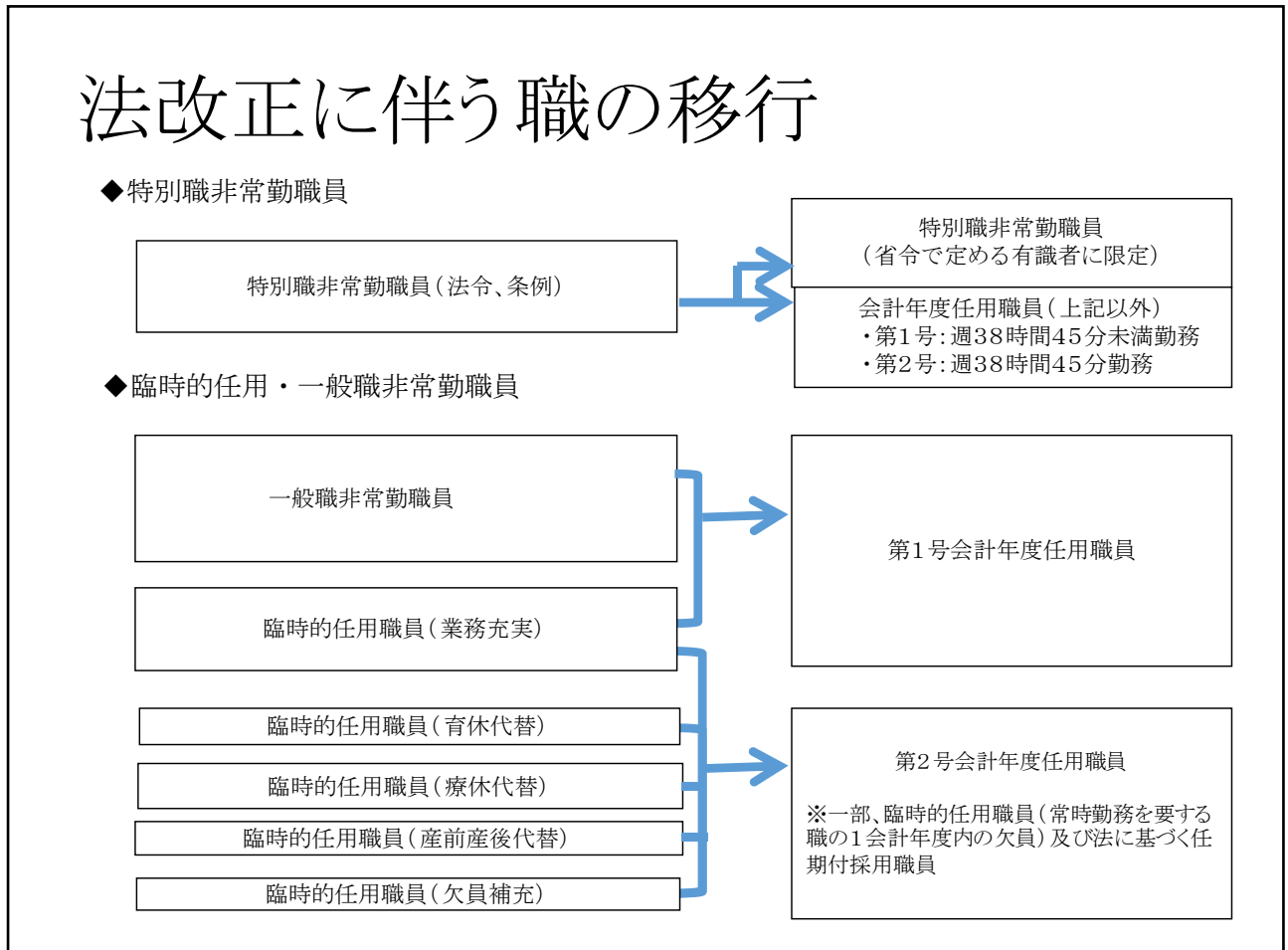


習志野市会計年度任用職員制度概要

1. 会計年度任用職員制度について

会計年度任用職員とは、平成29年に地方公務員法・地方自治法の改正で制度化された有期雇用の地方公務員のことです。



【職員の任用根拠】

名称	正規職員	第1号会計年度任用職員	第2号会計年度任用職員
任用根拠	地公法第17条	地公法第22条の2第1項1号	地公法第22条の2第1項2号
職	常勤の職	非常勤の職	
勤務形態	常勤	非常勤	常勤
任期	無期	最長1会計年度	
採用	試験	選考	
条件付採用期間	採用当初6月	採用のつど1月※1カ月間の勤務日数が15日に満たない場合は15日に達するまで	
退職	定年 60歳	—	

2. 身分保障と服務について

会計年度任用職員は、身分保障規定、服務規程が適用されます。

身分保障：法律・条例に定めた理由以外、その意に反して、降任され、免職されず、休職されず、降給されない
服 務：職員が勤務の内外で、全体の奉仕者として負う責任一般のこと

服務の内容

服務の項目	主な内容	根拠条文
服務の宣誓	新たに任用されたとき、住民に対し、誠実かつ公正に職務を行うことを条例に定められた方法で誓います。	地公法31条
法令等及び上司の職務上の命令に従う義務	職務を遂行するにあたり、法令、条例、規則及び規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に従わなければなりません。	地公法32条
信用失墜行為の禁止	その職の信用を傷つけ、職員の職全体の不名誉となるような行為は禁じられています。	地公法33条
守秘義務	職務上知り得た秘密を漏らしてはいけません。退職後も同様です。	地公法34条
職務専念義務	原則、勤務時間中は職務に専念しなければなりません。	地公法35条
政治的行為の制限	政治的な目的をもって、政治的な行為をすることは禁じられています。	地公法36条
争議行為等の禁止	職務の正常な行為を阻害するストライキやサボタージュ等を行うことや、そそのかすことは禁じられています。	地公法37条
営利企業への従事等の制限	使用者の許可を得た場合を除き、兼業が禁止されています。ただし、第1号会計年度任用職員は制限がありません。	地公法38条

3. 条件付き採用について

条件付期間は1ヶ月です。また、一会計年度後に再度任用・任期更新を繰り返すとそのたびに1ヶ月の条件付採用期間が付されます。なお、実勤務日数が少ない場合、実勤務日数が15日に達するまで条件付期間が延長されます。

4. 任期の定め・更新・再度の任用について

会計年度任用職員の1回の任期は、4月1日から翌年3月31日までの、最長1年でこの期間を超える任期の設定はできません。但し、勤務実績により再度任用することもできます。

5. 給料（報酬）の決定ルールについて

会計年度任用職員の給料及び報酬は、職種に応じ適用される給料表の基準号給（級・号）で示されます。

適用される給料表の級・号給で示されます。

- ① 基準号給（初号）：最初の採用時に決定される給料（報酬）として当てはめられる給料表の号給のことで、職種により初号は異なります。また、本市での経験年数や有資格職の実務経験等は加算される場合があります。
- ② 昇 給：再度の任用時には本市での職務経験の年数に応じ、その経験を反映します。但し、職種により異なります

習志野市会計年度任用職員の給付等支給の考え方

	第1号会計年度任用職員	第2号会計年度任用職員
給付体系	報酬・費用弁償・期末手当を支給可能	給料・旅費・手当を支給可能
通勤手当	○ (費用弁償として支給)	○
時間外勤務手当※	○	
期末手当	○	
特殊勤務手当	○	
地域手当	○	
退職手当	—	○

※休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当含む

6. 期末手当などの支給について

基準日である6月1日、12月1日において、6カ月以上の任期があり、かつ1週間あたり15時間30分以上勤務している場合、最大年2.6月分を支給します。

7. 退職手当の支給要件

正規職員と同様の勤務時間の者が6カ月を超える勤務をした場合に支給します。

8. 時間外勤務手当と割増率

種類	単位	時間	割増率
時間外勤務手当	日を単位	7時間45分以内	100/100
		7時間45分超	125/100
	週休日勤務	深夜(22時～翌5時)	150/100
		下記以外	125/100
休日勤務手当		深夜(22時～翌5時)	160/100
		下記以外	135/100
		深夜(22時～翌5時)	160/100

9. 年次有給休暇などの休暇の種類について

年次有給休暇は在職期間に応じ付与され、再度の任用時に付与日数は増加し繰り越しもできます。また、会計年度任用職員も育児(部分)休業や介護休暇が取得できます。

※育児・介護休暇による無給となった場合は、雇用保険法が適用される場合は休業給付金が、共済加入であれば共済から休業手当金が、支給されます。

10. 社会保険について

①千葉県市町村共済組合が適用となる会計年度任用職員

第2号会計年度任用職員のうち以下の全ての要件を満たすもの

- (1)勤務関係が事実上継続
- (2)正規職員と同じ勤務時間の日数が18日以上ある月が、連続12月を超える
- (3)その超えた日以後も引き続き正規職員と同様の勤務時間で勤務することとなる

②厚生年金保険及び健康保険が適用となる会計年度任用職員

上記①に該当しない会計年度任用職員のうち次の(1)～(4)の要件を満たす会計年度任用職員は、厚生年金保険及び健康保険が適用となります。

- (1)週の所定労働時間が20時間以上、(2)賃金の月額が8.8万円以上
- (3)雇用期間が1年以上(見込)

上記①②に該当しない会計年度任用職員は国民年金及び国民健康保険となります。

11. 労働安全衛生・労働(公務)災害補償について

①労働安全衛生法では使用者は1年以内毎に1回、定期的に、医師による健康診断を行わなければならないと定めています。

②労働(公務)災害補償について

- (1)現業職場に勤務する第1号会計年度任用職員・・・労働災害補償保険
- (2)第2号会計年度任用職員・・・地方公務員災害補償基金
- (3)非現業職場に勤務する第1号会計年度任用職員・・・地方公務員災害補償基金に準ずる

社会保険制度の比較

千葉県市町村共済組合			全国健康保険協会（協会けんぽ）		
区分	項目	内容	項目	内容	
短期給付事業	保健給付	療養の給付	診察、看護等3割負担	療養の給付	診察、看護等3割負担
		入院時の食事療養の給付・入院時生活療養の給付	入院時の食事等にかかる給付	療養の給付	入院時の食事等にかかる給付
		訪問看護療養費	居宅において継続して療養を受けた場合の看護等にかかる給付	療養の給付	居宅において継続して療養を受けた場合の看護等にかかる給付
		保険外併用療養の給付	先進医療等を受けた場合の診察等にかかる給付		
		高額療養費	療養の給付等に支払った負担金が高額であるとき、支払った額の一部を支給する。	高額療養費	療養の給付等に支払った負担金が高額であるとき、支払った額の一部を支給する。
		高額介護合算療養費	療養の給付にかかる負担金の額、介護保険の利用者負担額の年間合計が限度額を超えるとき支給する。	高額介護合算療養費	療養の給付にかかる負担金の額、介護保険の利用者負担額の年間合計が限度額を超えるとき支給する。
		出産費	42万円	出産育児一時金	42万円
	埋葬料	5万円	埋葬料	5万円	
	休業給付	傷病手当金	標準報酬月額÷22の3分の2を1年6月間	傷病手当金	標準報酬月額÷30の3分の2を1年6月間
		出産手当金	産前6週、産後8週の間、勤務できなかつた期間、標準報酬月額÷22の3分の2の額	出産手当金	産前6週、産後8週の間、勤務できなかつた期間、標準報酬月額÷30の3分の2の額
		休業手当金	被扶養者の病気等で欠勤した時、標準報酬月額÷22の2分の1		
		育児休業手当金	子が基準年齢に達するまでの間（最長2歳）標準報酬月額÷22の67%（181日以降は2分の1）	育児休業給付（雇用保険）	育児休業開始前6月の賃金÷180の67%（181日以降は2分の1）
		介護休業手当金	66日まで標準報酬月額÷22の67%		
	災害給付	弔慰金	組合員が非常災害で死亡したとき標準報酬の月額		
		家族弔慰金	被扶養者が非常災害で死亡したとき標準報酬月額の7割		
		災害見舞金	組合員が非常災害により住居等に損害を受けたとき標準報酬月額×0.5月～3月（損害の程度による）		
	附加給付	家族療養費附加金	家族療養の給付等が支給されたとき自己負担額－25,000円の額		
		家族訪問看護療養費附加金	同上		
		出産費附加金	2万円		
		家族出産費附加金	同上		
		埋葬料附加金	5万円		
		家族埋葬料附加金	同上		
		傷病手当金附加金	傷病手当金の支給満了後引き続き勤務できない場合最長6月標準報酬月額÷22の3分の2		
	一部負担金払戻金	療養の給付等が支給されたとき自己負担額－25,000円の額			
	保健事業	特定健康診査補助	40歳以上の組合員、被扶養者が受診。費用は限度額まで組合負担	特定健康診査	40歳以上の被扶養者が受診。負担上限額1,180円
		人間ドック	35歳以上の組合員。基本検査費用の7割を組合が負担（上限32,400円）	生活習慣病予防検診	35歳以上の対象者。一般検診の自己負担の最高、7,169円
		特定保健指導	特定健康診査の結果指導の必要がある者が指導を無料で受けられる。	特定保健指導	検診の結果結果指導の必要がある者が指導を無料で受けられる。
歯科口腔健康診査		25歳以上10歳刻みの組合員。検査費用は組合負担。			